



LCVひかりサービス 規約・約款

各種お問い合わせ



エルシーバイ株式会社

お問い合わせ電話番号

0120-123-833 (通話料無料) [電話受付] 9:00~18:00

<https://www.lcv.jp/> 〒392-8609 長野県諏訪市四賀821

はじめに

本書はご契約にあたり、お客様にご確認いただきたい事項を説明しておりますので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

本書に記載の内容は2021年10月1日時点の内容です。今後、変更される場合がありますのでご了承ください。なお、最新の内容についてはエルシーバイのホームページ(<https://www.lcv.jp/>)をご確認ください。



テレビ



インターネット



固定電話



エルシーバイ株式会社

LCVひかりサービス

LCVひかりdeテレビサービス加入約款

エルシーブイ株式会社(以下「当社」といいます。)が設置する施設により、当社と本件サービス(第1条第2項に定義します。)を受ける者(以下「契約者」といいます。)との間に締結される契約(以下「加入契約」といいます。)には、次の条項から成るこの約款を適用するものとします。

第1条 (提供サービス)

当社は、当社が定めるサービス提供区域(以下「業務区域」といいます。)において、本件サービス(本条第2項に定義します。)の提供に必要な施設を設置するとともにその維持運営にあたります。また、当社は、契約者に本件サービスを提供します。

2. 提供するサービス(以下、本項各号に定めるサービスを総称して「本件サービス」といいます。)は、次の各号に定めるサービスとします。
(1)放送法第2条に定める放送事業者のテレビジョン放送、データ放送及びラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービスならびに当社による自主放送サービス
(2)放送法第2条に定める放送事業者の超短波放送(以下「FM放送」といいます。)のうち、当社が定めたFM放送の同時再放送サービス
(3)当社が契約者に提供する本件サービスの付加サービス
3.当社が提供する本件サービスの詳細については、別に定める料金表(以下「料金表」といいます。)に示します。

第2条 (加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記載のうえ当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。

2. 当社は、本件サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります

3. 当社は、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。

(1)加入申込者が加入契約の申込みに際し、事実と反する事項を通知したことが判明したとき。
(2)加入申込者が未成年者又は成年被後見人であり、申込みの際に法定代理人又は成年被後見人の同意を得ていなかったとき。
(3)加入申込者が、過去に本件サービスに係わる料金その他の当社に対して負担する債務の支払いを怠ったことがあるとき。
(4)加入申込者が、申込み以前に本件サービスの加入契約及びその他当社が提供する本件サービス以外のサービスに関する契約を当社から解除されている場合、又は本件サービスその他当社が提供する本件サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。
(5)加入申込者が本件サービスの料金その他の当社に対して負担する債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務を含むものとし、以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
(6)加入申込者に対する本件サービスの提供を行うための本件施設(第6条第1項に定義します。)の構築が困難であると当社が判断したとき。
(7)加入申込者にかかる本件施設(第6条第1項に定義します。)を設置し保守する事が技術上、経営上困難なとき。
(8)本件サービスの提供場所が、不特定多数の者が視聴できる場所である場合、または入場料を徴収する場所であるとき。
(9)その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると当社が認めるとき。
(10)その他当社の業務の遂行上支障があると当社が認めるとき。
(11)その他やむを得ない事由があるとき。

第3条 (料金等)

契約者は、料金表及び次の各号の定めに従い、工事代金、月額利用料、付加機能利用料、手数料等(以下「料金等」といいます。)を当社に支払うものとしてします。

(1)契約者は、当社に対し、加入契約時に料金表記載の工事代金を支払うものとしてします。
(2)契約者は、当社に対し、本件サービスの提供を受け始めた日が属する月の翌月から料金表記載の月額利用料を支払うものとしてします。
(3)料金表記載の工事代金及び月額利用料には、日本放送協会(NHK)の放送受信料並びに株式会社WOWOWの加入料及び月額視聴料は含まれないものとしてします。

第4条 (料金等の支払方法)

契約者が当社に支払う料金等の支払方法は、当社が指定する銀行口座への口座振替で行うものとします。但し、その他の当社と契約者との合意に基づく支払方法で行う時はこの限りではありません。(なお、上記銀行口座振替のときは、銀行通帳への記帳をもって領収書に代えさせて頂きます。)

第5条 (機器等の貸与)

当社は、契約者にサービスごとにV-ONUおよび料金表記載のデジタルセットトップボックス及びその付属品(以下総称して「STB等」といいます。)を貸与し、契約者は、料金表記載のレンタル料を当社に支払うものとしてします。

2. 契約者は、使用上の注意事項を厳守してV-ONUおよびSTB等を維持管理するものとします。
3. 契約者は、契約者の故意または過失によりV-ONUおよびSTB等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、料金表記載の未返却時の違約金を当社に支払うものとしてします。
4. 契約者は、当社が必要に応じて行う場合があるV-ONUおよびSTB等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
5. 当社が貸与する録画機能付きSTB等の利用について、録画機能または再生機能に不具合が生じたとき、また故障等により修理・機器交換等によって録画物が失われた場合において、録画物補償及びこれらに関するそのほかの直接・間接の損害については、当社に故意又は重過失がない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条 (施設の設定及び費用の負担等)

当社の本件サービスの提供に必要な施設(以下「本件施設」といいます。)の設備工事並びに保守は、当社及び当社の指定する業者が行います。
2. 当社放送センターからV-ONUまでの設備(以下「当社施設」といいます。)については、当社の所有とします。
3. 本件施設のうち、V-ONUの出力端子から受信機までの施設(当社が貸与したSTB等を含む)の工事に要する費用は、契約者が負担するものとしてします。
4. 契約者は、本件施設のうち、V-ONUの出力端子から受信機までの施設(ただし、当社が貸与したSTB等を除く)(以下「契約者施設」といいます。)を所有し、契約者の費用と責任において保守を行なうものとしてします。
5. 契約者は、本件施設と他の受信機及び受信設備を相互に接続してはなりません。

第7条 (責任事項)

当社が、当社の責に帰すべき事由により、本件サービス全ての提供を、1ヶ月のうち連続して引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は、第3条の規定にかかわらず無料とします。
2. 天災・衛星の機能停止その他当社の管理が及ばない事由により、本件サービスの提供ができなかった場合には、契約者は、当社に対して利用料等の減免又は賠償の請求ができないものとしてします。
3. 当社施設(第6条第2項に定義します。)には保安装置が設けられていますが、落雷等により契約者施設(第6条第5項に定義します。)又は契約者の受信機その他の機器等が破損した場合は、当社の責任外とします。

第8条 (便宜の提供)

契約者は、当社及び当社の指定する業者が設備の点検、修理を行うため、契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに必要な便宜を提供するものとします。

第9条 (故障)

当社又は当社の指定する業者は、契約者から本件施設に異常がある旨申し出があった場合には、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとしてします。但し、当該異常が、本件施設以外の契約者の受信機若しくは受信設備等に起因し又はその他契約者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
2. 契約者は、本件施設に異常をきたしている原因が契約者施設による場合は、本件施設の設定の修復に要する費用を負担するものとしてします。
3. 契約者は、本件施設以外の契約者の受信機若しくは受信設備等に起因し、又はその他契約者の責に帰すべき事由により本件施設に異常・故障が生じた場合は、本件施設の修復に要する費用を負担するものとしてします。

目次

■ LCVひかりサービス

・ LCVひかりdeテレビサービス加入約款	3ページ
・ LCVひかりdeネットサービス契約約款	5ページ
・ ケーブルプラス電話ご利用規約	9ページ
・ ひかりdeトーク(S)ご利用規約	10ページ
・ NHK衛星放送受信料団体一括支払についての重要説明事項	12ページ

■ TOKAIグループ関連

・ TOKAIグループ TLC会員サービス約款	13ページ
・ TOKAIグループ TLCポイントサービス約款	14ページ
・ TOKAIグループ 個人情報の取扱いについて	14ページ
・ エルシーブイ株式会社 個人情報の取扱いについて	15ページ
・ 料金表	16ページ

当社は、約款に定めるところにより、お客様が当社に譲り渡すこととされたKDDI株式会社の債権（以下、「電話サービス料金」といいます。）を譲り受け、当社がお客様に請求するものとします。この場合、当社及びKDDI株式会社は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条 請求と支払等

お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に支払いを行なうものとします。
2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は、銀行振込、クレジットカード又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
3. お客様は、当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
4. 工事費および電話サービス料金の支払が第2項に定めるクレジットカードによる場合、工事費および電話サービス料金は、当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
5. お客様が工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、お客様は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5％（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第12条（利用契約の終了）

当社は、お客様が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反したときは、利用契約を解除することができるものとします。
2. お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
3. お客様とKDDI株式会社の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。
4. 利用契約の終了に伴い、当社は、お客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、端末装置・端末設備を撤去し、お客様は、工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の責任と費用負担にて行うものとします。
第13条（利用契約に係る契約者情報の利用）
当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報を別途オンライン上に提示する「個人情報の取扱について」（<http://www.lcv.jp/corporate/privacy/privacy/handling.html>）に基づき、適切に取扱います。

第14条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争については、長野地方裁判所を第一の専属的合意裁判所とします。

附則　平成29年8月1日より適用します。

別紙

端末設備貸出サービスに関する契約条項

- ホームゲートウェイ機器の貸出
(1)当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を貸与します。
- ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等
(1)当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所（但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
(2)お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようと

するとき、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
(3)ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
(4)当社は、お客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

- ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等
(1)お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
(2)お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
(3)お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社は、その通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器（以下「代品」といいます。）を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。
(4)前項の規定に拘らず、お客様の責めに帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様は、ホームゲートウェイ機器購入代金相当額を当社に支払うものとします。

4. 責任の範囲

- 当社およびKDDI株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
(2)当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
(3)前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
(4)当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

ひかりdeトーク(S)ご利用規約

第1条（総則）

エルシービ株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社TOKAIケーブルネットワークが別に定めるひかりdeトーク(S)契約約款（以下「約款」といいます。）及びこの「ひかりdeトーク(S)ご利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定めるひかりdeトーク(S)サービス（以下、単に「電話サービス」といいます。）に関する端末設備の提供および当社所定の工事（以下あわせて「本サービス」といいます。）を行います。
2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次のとおりとします。
(1)端末設備貸出サービス
当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる端末設備をお客様（第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。）に貸与するサービス
(2)工事サービス
電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス

第4条（利用契約）

本サービスを利用しようとする方（以下「申込者」といいます。）は、約款、本規約及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。
2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って審査します。
3. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
(1)申込者と株式会社TOKAIケーブルネットワークの間において電話サービスに係る契約（以下「電話契約」といいます。）が締結されていない場合。
(2)申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虚がある場合。
(3)申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虚がある場合。
(4)過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
(5)その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虚があると当社が判断する場合。

第5条 申込みの撤回等

申込者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。
2. 前項の規定による申込みの撤回は、申込みの撤回の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定により申込みの撤回を行なった者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行なった場合等、申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると認められるときは、この限りではありません。
4. 前項の規定にかかわらず、利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には、お客様は、その工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条（端末設備貸出サービス）

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は、直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、お客様は、料金表記載の未返却時の違約金を当社に支払うものとします。

第7条（工事サービス）

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部（以下「工事サービス」といいます。）を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。

第8条 お客様の工事協力

お客様は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供して頂きます。
2. 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があ

るときは、お客様の承諾を得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、お客様は、あらかじめその承諾を得ておくものとし、かつ、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
3. お客様は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
4. お客様は、当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。お客様は、お客様の故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条 工事費

お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金（当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」といいます。）を当社に支払う義務が発生します。

第10条 株式会社TOKAIケーブルネットワークに係る債権の譲渡等

当社は、約款に定めるところにより、お客様が当社に譲り渡すこととされた株式会社TOKAIケーブルネットワークの債権（以下、「電話サービス料金」といいます。）を譲り受け、当社がお客様に請求するものとします。この場合、当社及び株式会社TOKAIケーブルネットワークは、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条 請求と支払等

お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に支払いを行なうものとします。
2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は、銀行振込、クレジットカード又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
3. お客様は、当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
4. 工事費および電話サービス料金の支払が第2項に定めるクレジットカードによる場合、工事費および電話サービス料金は、当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
5. お客様が工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、お客様は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5％（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第12条（利用契約の終了）

当社は、お客様が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反したときは、利用契約を解除することができるものとします。
2. お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
3. お客様と株式会社TOKAIケーブルネットワークの電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。
4. 利用契約の終了に伴い、当社は、お客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去し、お客様は、工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の責任と費用負担にて行うものとします。

第13条（利用契約に係る契約者情報の利用）

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報を別途オンライン上に提示する「個人情報の取扱について」（<http://www.lcv.jp/corporate/privacy/privacy/handling.html>）に基づき、適切に取扱います。

第14条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争については、長野地方裁判所を第一の専属的合意裁判所とします。

料金表 LCVひかりサービス

月額利用料		税抜本体価格	税込価格(10%)	
テレビ	基本利用料※1	ひかりdeテレビ	2,500円 2,750円	
	機器レンタル料	V-ONU	基本料金に含まれます。	
	多チャンネルパック※2	4Kベーシックパック ※5	2,000円	2,200円
		4Kビックパック ※5	3,000円	3,300円
		ファミリーパック(新規受付終了)	1,429円	1,571円
		ファミリービックパック(新規受付終了)	2,500円	2,750円
	オプションチャンネル	WOWOW 4K・WOWOWプライム・ライブ・シネマ(セット)※3	2,300円	2,530円
		スター・チャンネル1・2・3(3chセット)	2,300円	2,530円
		フジテレビNEXTライブ・プレミアム	1,000円	1,100円
		J SPORTS 4(4K) ※5	1,300円	1,430円
		J SPORTS 4	1,300円	1,430円
		KNTV ※5	3,000円	3,300円
		衛星劇場HD	1,800円	1,980円
		東映チャンネル ※4	1,500円	1,650円
		Mnet ※4	2,300円	2,530円
		TAKARAZUKA SKY STAGE ※5	2,700円	2,970円
		アニメシアターX(AT-X) ※4	1,800円	1,980円
		グリーンチャンネル・グリーンチャンネル2 ※4	1,000円	1,100円
		SPEEDチャンネル ※5	900円	990円
		パチンコ★パチスロTV! ※5	1,000円	1,100円
プレイボーイチャンネル ※4		2,500円	2,750円	
レインボーチャンネル ※4		2,300円	2,530円	
ミッドナイト・ブルー ※4	2,300円	2,530円		
パラダイステレビ ※4	2,000円	2,200円		
ゴールデンアダルトセット(3chセット) ※4	3,000円	3,300円		
レッドチェリー ※5	2,500円	2,750円		
STB等レンタル料	基本モデル	400円	440円	
	録画たっぷりモデル(標準型)(新規受付終了)	1,000円	1,100円	
	録画たっぷりモデル(高機能型)(新規受付終了)	1,500円	1,650円	
	ブルーレイ録画モデル(新規受付終了)	2,600円	2,860円	
	4KSTB 基本モデル(technicolor)	980円	1,078円	
	4KSTBHDD内蔵モデル(technicolor)(新規受付終了)	1,980円	2,178円	
	ケーブルプラスSTB(新規受付終了)	1,500円	1,650円	
	ケーブルプラスSTB-2	1,480円	1,628円	
基本利用料	4K録画モデル(Panasonic)	1,980円	2,178円	
	ひかりdeネット ホームタイプ【1G】	5,870円	6,457円	
	ひかりdeネット ホームタイプ【300M】	4,500円	4,950円	
	ひかりdeネット マンションタイプ【1G】	4,750円	5,225円	
機器レンタル料	ひかりdeネット マンションタイプ(HCNA)	2,980円	3,278円	
インターネット	機器レンタル料	D-ONU 又は HCNA子機	基本料金に含まれます。	
	オプション利用料	メールアドレス追加	500円	550円
		メール保存領域追加	500円	550円
		ホームページ領域追加	500円	550円
		メールリングリスト(新規受付終了)	1,000円	1,100円
		セットアップサービス	8,000円	8,800円
		安心定額サポート	500円	550円
		PCまるサポ(30分)	2,000円	2,200円
		PCまるサポ(30分)安心定額サポート会員価格	1,000円	1,100円
		SecurityZ	480円	528円
		LCVメッシュWi-Fi(2台セット)	1,000円	1,100円
	LCVメッシュWi-Fi(追加機器1台)	500円	550円	
	ウイルスバスター月額版(新規受付終了)	477円	524円	
	PCソフト超放題onCATV(新規受付終了)	500円	550円	
	リモートサポート(新規受付終了)	500円	550円	
	PCソフト超放題onCATV+リモートサポートセット(新規受付終了)	980円	1,078円	

月額利用料		税抜本体価格	税込価格(10%)	
固定電話 ケーブルプラス電話	基本利用料	ケーブルプラス電話 ※6	1,330円 1,463円	
	機器レンタル料	ホームゲートウェイ	基本料金に含まれます。	
	オプション利用料	迷惑電話撃退サービス	700円	770円
		割込通話サービス	300円	330円
		割込番号表示サービス	100円	110円
		番号通知リクエスト	200円	220円
		発信番号表示サービス	400円	440円
		着信転送	500円	550円
		通話明細発行料	100円	110円
		基本利用料	ひかりdeトーク(S) ※6	1,300円 1,430円
機器レンタル料	ホームゲートウェイ	基本料金に含まれます。		
固定電話 ひかりdeトーク(S)	オプション利用料	ひかりdeトーク(S) (2回線目以降)※6	500円 550円	
	オプション利用料	①番号表示	400円	440円
		②番号通知リクエスト	200円	220円
		③キャッチ電話	300円	330円
		④着信お断り	600円	660円
		⑤着信転送	500円	550円
		パックA ①②③④⑤	900円	990円
		パックB ③④⑤	630円	693円
		パックC ①②③④	800円	880円
		パックD ③④	530円	583円
その他サービス		利用料	迷惑電話光ってお知らせ	390円 429円
	Netflix ※7	請求書発行サービス(LCVmobile以外)	100円 110円	
		ベーシック(画質SD/同時視聴数1)	900円 990円	
		スタンダード(画質HD/同時視聴数2)	1,355円 1,490円	
	プレミアム(画質HD・UHD(4K)/同時視聴数4)	1,800円 1,980円		

- ※1 テレビ基本利用料にNHK受信料は含まれておりません。
2012年3月31日以前に、LCVテレビサービス(同軸)に加入され、LCVひかりdeテレビに移行されるお客様は、「LCVひかりdeテレビ移行コース」(月額3,190円(税込))がご利用いただけます。サービスの詳細につきましてはお問い合わせください。
- ※2 ご視聴頂くには、デジタルチューナー(STB)が必要です。
- ※3 別途、株式会社WOWOWとの加入契約が必要になり、株式会社WOWOWへのお支払いとなります。
- ※4 HD画質での視聴には4K対応STBが必要です。
- ※5 ご視聴には4K対応STBが必要です。
- ※6 ご利用になる電話番号数に応じてユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を請求させていただきます。
- ※7 Netflix の月額利用料は、Netflix 社の利用規約に基づき変更となる場合があります。

継続割 ※8		税抜本体価格	税込価格(10%)
2年継続セット割	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット ホームタイプ【1G】 & ケーブルプラス電話	2,170円	2,387円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット ホームタイプ【1G】 & ひかりdeトーク(S)	2,140円	2,354円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット ホームタイプ【300M】 & ケーブルプラス電話	1,300円	1,430円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット ホームタイプ【300M】 & ひかりdeトーク(S)	1,270円	1,397円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット ホームタイプ【1G】	1,570円	1,727円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット ホームタイプ【300M】	700円	770円
マンション1年継続割	ひかりdeネット マンションタイプ【1G】 & ケーブルプラス電話	1,550円	1,705円
	ひかりdeネット マンションタイプ【1G】 & ひかりdeトーク(S)	1,520円	1,672円

※8 ご利用料金の合計よりサービスの組み合わせに応じた上記記載金額を割引させていただきます。

継続割引に関する違約金		違約金(不課税)
2年継続セット割	違約金	10,000円
マンション1年継続割	違約金	5,000円

【継続割について】

- ※2年継続セット割は、上記指定サービスをセットで2年継続利用することを前提として、月額利用料を割引するサービスです。最低利用期間は割引適用月から2年間です。利用期間終了時にお客様より解約の申し出がない場合、自動的に2年間更新されます。ご利用期間の途中(満了月、更新月とその翌月の3ヶ月間を除く)でいずれかまたはすべてのサービスを解約された場合、違約金10,000円(不課税)を請求させていただきます。
- ※マンション1年継続割は、上記指定サービスをセットで1年継続利用することを前提として、月額利用料を割引するサービスです。最低利用期間は割引適用月から1年間です。利用期間終了時にお客様より解約の申し出がない場合、自動的に1年間更新されます。ご利用期間の途中(満了月、更新月とその翌月の3ヶ月間を除く)でいずれかまたはすべてのサービスを解約された場合、違約金5,000円(不課税)を請求させていただきます。

多チャンネル割		税抜本体価格	税込価格(10%)	
多チャンネル割 ※9	プラス割	ファミリーパック+STB基本モデル	400円	440円
		ファミリービックパック+STB基本モデル	400円	440円
		オプションチャンネル(いずれか)+STB基本モデル	400円	440円
	ファミ録割	ファミリーパック+録画たっぷりモデル	578円	635円
		ファミリーパック+BD録画モデル	578円	635円
		ファミリーパック+4KSTBHDD内蔵モデル	578円	635円
		ファミリービックパック+録画たっぷりモデル	578円	635円
		ファミリービックパック+BD録画モデル	578円	635円
		ファミリービックパック+4KSTBHDD内蔵モデル	578円	635円
	4K多チャン割	4Kベーシックパック+4K録画モデルSTB	1,000円	1,100円
		4Kビックパック+4K録画モデルSTB	1,000円	1,100円
	ケーブルプラスSTB2割	4Kベーシックパック+ケーブルプラスSTB2	500円	550円
4Kビックパック+ケーブルプラスSTB2		500円	550円	

※9 レンタルSTBが対象となります。

その他割引		税抜本体価格	税込価格(10%)
TV移行割	※10	200円	220円
Netflixセット割	※11	100円	110円

※10 TV移行割は、LCVテレビサービス(同軸)から、LCVひかりdeテレビに移行された方の月額利用料を割引するサービスです。TV移行割は2年継続セット割との併用はできません。「ひかりdeテレビ」を解約後再加入される場合や、2年継続セット割解除後は適用いただけません。

※11 Netflixセット割は、ひかりdeネットサービスとセットでご利用の方の月額利用料より値引きするサービスです。

加入初期費用(新規加入工事費および手数料) ※12		税抜本体価格	税込価格(10%)
セット加入時基本工事費	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット&ひかりdeトーク ※14	45,000円	49,500円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット	30,000円	33,000円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeトーク ※14	30,000円	33,000円
	ひかりdeネット&ひかりdeトーク ※13 ※14	30,000円	33,000円
基本工事費	ひかりdeテレビ	15,000円	16,500円
	ひかりdeネット	15,000円	16,500円
	ひかりdeトーク ※14	15,000円	16,500円
	ひかりdeトーク番号追加 ※14	5,000円	5,500円
変更工事費	ケーブルプラス電話⇄ひかりdeトーク(S)キャリア変更	5,000円	5,500円
契約事務手数料	各基本工事費契約事務手数料	800円	880円

セット加入工事費割引		税抜本体価格	税込価格(10%)
セット加入時基本工事費割引	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット&ひかりdeトーク ※14	30,000円	33,000円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeネット	15,000円	16,500円
	ひかりdeテレビ+ひかりdeトーク ※14	15,000円	16,500円
	ひかりdeネット&ひかりdeトーク ※13 ※14	15,000円	16,500円

※12 工事費用は工事内容や、宅内配線状況などにより変わります。お見積りが必要な場合はお申し付けください。

※13 一戸建ての場合、別途ひかりdeテレビの加入が必要です。ただし、同一敷地内で2回線目のご契約の場合は除きます。

※14 ひかりdeトークは、ケーブルプラス電話およびひかりdeトーク(S)共通料金です。

その他費用(手数料・工事費他)		税抜本体価格	税込価格(10%)	
テレビ	手数料	再開手数料	1,000円	1,100円
		名義変更手数料	1,000円	1,100円
		B-CASカード再発行手数料	—	2,160円
		C-CASカード再発行手数料	—	2,160円
STB	工事費	STB等設置費用	5,500円	6,050円
オプション	工事費	LCVメッシュWi-Fi 初期設置費用(2台セット)	5,000円	5,500円
		LCVメッシュWi-Fi 追加機器設置費用(1台)	5,000円	5,500円

その他費用(手数料・工事費他)		税抜本体価格	税込価格(10%)	
固定電話 ひかりdeトーク(S)	オプション工事費 ※15	①番号表示	1,000円	1,100円
		②番号通知リクエスト	1,000円	1,100円
		③キャッチ電話	1,000円	1,100円
		④着信お断り	1,000円	1,100円
		⑤着信転送	1,000円	1,100円
		パックA ①②③④⑤	1,000円	1,100円
		パックB ③④⑤	1,000円	1,100円
		パックC ①②③④	1,000円	1,100円
		パックD ③④	1,000円	1,100円
			掲載料	電話帳年間掲載料(2件目以降) ※16
その他サービス	手数料	迷惑電話光ってお知らせ初期手数料	2,000円	2,200円
	購読料	冊子版チャンネルガイド誌(LCVlife)年間購読料	—	2,400円

※15 ひかりdeトーク(S)新規申込みと同時にひかりdeトーク(S)オプションサービスをお申込みの場合、初期費用はサービスさせていただきます。

※16 ひかりdeトーク(S)の電話帳掲載、又は掲載内容の変更につきましては、ソフトバンク株式会社の電話帳申請センター(0088-225-838 または 0120-975-838 (通話料無料)受付時間 9:00 ~ 18:00 (土、日、祝祭日除く))へお問合せをお願いいたします。

解約工事代金		税抜本体価格	税込価格(10%)
解約工事費	ひかりdeテレビ	9,000円	9,900円
	ひかりdeネット	9,000円	9,900円
	ひかりdeネットマンションタイプ	5,000円	5,500円
	ひかりdeネットマンションタイプ(HCNA)	3,500円	3,850円
	ケーブルプラス電話 (機器撤去費/台) ※17	3,500円	3,850円
撤去費	ひかりdeトーク(S) (機器撤去費/台) ※17	3,500円	3,850円
	STB撤去(取り外し)費	3,500円	3,850円
	LCVメッシュWi-Fi 解約撤去工事費	3,500円	3,850円

※17 ひかりdeネットの解約工事と同時の場合、解約工事費はひかりdeネット解約工事費に含みます。

販売機器		税抜本体価格	税込価格(10%)	
STB	STB販売	4K録画モデル(Panasonic)	49,800円	54,780円

最低利用期間と解約違約金		違約金(不課税)	
STB	STBレンタル	最低利用期間:課金開始後 6か月間	未経過分の月数×レンタル料金(税込)

未返却時の違約金		違約金(不課税)	
テレビ	未返却時の違約金	V-ONU	10,000円
STB	STB未返却時の違約金	STB基本モデル	15,000円
		STB基本モデル(TZ-820)	25,000円
		たっぷり録画モデルSTB(標準型)/(HUMAX)	25,000円
		たっぷり録画モデルSTB(多機能型)/(Panasonic)	30,000円
		DVD録画モデルSTB	50,000円
		ケーブル4K録画モデルSTB	70,000円
		ブルーレイ録画モデルSTB/(Panasonic)	68,000円
		ケーブルプラスSTB	32,800円
		ケーブルプラスSTB-2	35,000円
		LCV4KSTB(基本モデル)/(technicolor)	29,800円
LCV4KSTB(HDD内蔵モデル)/(technicolor)	39,800円		
4K録画モデルSTB/(Panasonic)	49,800円		
インターネット	未返却時の違約金	D-ONU	10,000円
		HCNA子機	14,000円
固定電話	未返却時の違約金	ケーブルプラス電話用ホームゲートウェイ	15,000円
		ひかりdeトーク(S)用ホームゲートウェイ	15,000円
その他サービス	未返却時の違約金	迷惑電話光ってお知らせ専用機器 ※18	6,160円

※18 ご契約期間に応じて1,100円~6,160円(不課税)を請求します。

ご請求金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨ててご請求させていただきます場合がございます。

【リゾート地区について】

・リゾート地区は年間継続利用(12か月分利用料前納)が条件になります。利用期間の途中までのご解約または一時停止した場合、未経過期間に対する利用料金の払い戻しは行いません。

・一部のリゾート地区では加入初期費用として、新規加入工事代金及び手数料の他に幹線工事負担金が必要な場合がございます。詳しくはエルシーブイまでお問い合わせ下さい。ご解約時には幹線工事負担金の払い戻しはいたしません。

この料金表は2021年10月1日から実施します。